

春の福井市を 美しくする運動

3月10日⑧～3月17日⑧



私たちの自治会は

___ 月 ___ 日 (___) の ___ 時からです

(予備日 ___ 月 ___ 日)



清掃場所：

※協力可能な範囲で運動にご参加ください

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを つくりましょう

実践目標：ふるさとを 今よりもっと 美しく (平成31年4月改定)

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。

主唱

福井市自治会連合会
福井を美しくする会連絡協議会
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

【問合せ先】(ごみの処理についてなど不明な点がございましたら、下記所属に連絡してください。)

- | | |
|---|---|
| ★不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して
収集資源センター 35-0052 | ★可燃粗大ごみに関して
クリーンセンター 53-8999 |
| ★道路、側溝の泥土の回収に関して
福井市役所 監理課 20-5555 | ★河川清掃の事前相談、水路の泥土回収に関して
福井市役所 河川課 20-5492
(河川を清掃する際には、事前にご連絡ください。) |
| ★公園の草に関して
福井市役所 公園課 20-5460 | |
| ★上記以外の福井市を美しくする運動に関して
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361 | |



※詳細は、裏面をご覧ください。

ごみの分別に関してはこちらもご覧ください


一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

①ごみステーションに出すごみ

燃やせるごみ	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集する場合があります。
燃やせないごみ (空き缶・空きびん等)	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせないごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越廼地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
草 ※公園の草は除く。	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

- ◆指定ごみ袋（家庭用）には『自治会名』及び『清掃運動』と書いてください。
- ◆ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区の指定日に、ごみステーションへ出してください。

②市が収集可能なごみ(ごみステーションの利用は禁止です。)

公園の草	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋(家庭用)に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、 右の入力フォーム 又は公園課(20-5460)3月11日(月)～18日(月)に場所と個数等を連絡してください。 ※二次元コード(公園の草回収専用)からの連絡推奨→  (市が管理している公園以外で出たごみに関しては、①ごみステーションに出してください。)	※回収には時間がかかる場合があります。
側溝の泥や土 (市が管理する側溝や水路)	後始末は各自自治会をお願いします。 ・やむを得ない場合にのみ、3月11日(月)～3月18日(月)に、 側溝の泥土については、監理課(20-5555) まで、 水路の泥土については、河川課(20-5492) まで、土のうの個数と場所等をご連絡ください。 (市道の側溝及び市が管理する水路の泥土のみ回収します。河川を清掃する際は、必ず事前に河川課にご連絡ください。) ・回収を依頼する場合、必ずごみ(空き缶等)を取り除いて泥土だけにし、土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で、邪魔にならない場所にまとめてください。(泥を落とした空き缶等は、ステーションに出してください。) ・泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。	

③持ち込んでいただくごみ(ごみステーションの利用は禁止です。)

燃やせる粗大ごみ	<p>持込期間：3月10日(日)～3月22日(金)ただし、16日(土)、17日(日)、20日(水・祝)は除く。 ◆期間を過ぎてからの持込みは有料となります。</p> <p>受付時間：3月10日(日) 9:00～11:30 3月11日(月)～15日(金) 8:30～12:00 13:00～17:00 3月18日(月)～22日(金)ただし、20日(水・祝)は除く 8:30～12:00 13:00～17:00</p> <p>持込み先：クリーンセンター (福井市寮町50-41 Tel.53-8999) 持込める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたんなど</p>
燃やせない粗大ごみ	<p>持込期間及び受付時間：同上</p> <p>持込み先：収集資源センター (福井市南江守町2-1 Tel.35-0052) 持込める物：金属製品、自転車(盗難届の有無について要警察確認)など</p>

- ◆減免申請の際必要ですので、自治会の印鑑(ない場合は自治会長の私印も可能)を、必ずご持参ください。
- ◆産業廃棄物は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

④自治会で対応していただくごみ(市で処理することができないごみ)

家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、 <u>郵便局でリサイクル券を購入した上で</u> 、指定引取場所へ持込みをお願いします。 指定引取場所(日曜・祝日は除く)：池田金属株 Tel.21-3131 日本通運株福井支店 Tel.36-5561
処理困難物	コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、市が収集も処理もできないものです。処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。 有料となります
パソコン	リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 一部有料となります

- ◆処理費についてはごみステーション美化協力金等をご活用ください。

※家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんのでご注意ください。